

“食品衛生法（食品、添加物等の規格基準）の一部改正”

令和5年10月18日 厚生労働省告示第291号

改正（清涼飲料水の規格基準の一部改正）

令和5年10月18日に食品衛生法（食品、添加物等の規格基準）の一部が改正されました。

（令和5年10月18日 厚生労働省告示第291号）

改正（清涼飲料水の規格基準の一部改正）の概要

○清涼飲料水の成分規格

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）のうち、殺菌又は除菌を行わないもの

成分（項目）	規格（改正後）	規格（改正前）
鉛	0.01mg/l 以下であること	0.05mg/l 以下であること

○清涼飲料水の成分規格

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）のうち、殺菌又は除菌を行うもの

成分（項目）	規格（改正後）	規格（改正前）
鉛	0.01mg/l 以下であること	0.05mg/l 以下であること

ご不明な点がございましたら、環境衛生事業までお問合せください。

（TEL 075-593-3320 土曜・日曜・祝日を除く、9:00 から 17:00 ）

（お問い合わせフォーム [環境衛生へのお問い合わせ | 京都微生物研究所 \(kml.kyoto\)](#)）